

印西市長期継続契約を締結することができる契約事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、印西市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に係る事務の取り扱いに関し必要な事項を定めることにより、合理的かつ適正な事務処理を図ることを目的とする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第2条 条例第2条に規定する長期継続契約を締結することができる契約は、別表に掲げる契約とする。

- 2 長期継続契約は、各年度における経費の予算の範囲内において給付を受けることを前提として、契約のみを長期継続して後年度にわたって締結することの特例を定めたものであることから、毎年度の予算の給付に留意する。なお、当該契約が各年度の予算まで義務付けるものである場合は、債務負担行為として予算措置が必要となる。

(契約期間)

第3条 長期継続契約を締結することができる契約の期間は、物品の借入に係る契約にあつては5年以内とする。役務の提供を受けるものに係る契約にあつては3年以内とする。ただし、契約の履行上、特に必要と認められる場合は5年以内とすることができるものとする。

(執行伺)

第4条 長期継続契約を締結するにあつては、執行伺に当該契約が地方自治法234条の3に規定する長期継続契約であること及び条例の該当条項を明記し、契約期間を記載するものとする。また、当該年度の執行予定額のほか契約期間全体の金額を併記するものとする。

- 2 印西市事務決裁規程（平成9年3月28日訓令第2号）第8条に規定する専決については、執行予定額の年額とする。

(予定価格)

第5条 予定価格は、想定する契約期間の総額若しくは月額又は年額で設定する。なお、事務用機器等の保守業務及び警備業務等の単価契約にあつては、その単価とする。

(発注方法)

第6条 印西市契約事務規則（平成18年3月28日規則第19号）の例による。

(契約書の作成)

第7条 契約書には、長期継続契約であること及び契約全期間を明記する。ただし、契約金額は、月額又は年額を記載する。なお、単価契約にあつてはその単価を記載する。

- 2 契約書には、次の特約条項を規定すること。

(特約条項)

第〇〇条 この契約は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条の 3 の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、甲は、この契約を変更又は解除することができる。

2 前項の場合は、この契約を変更又は解除しようとする会計年度開始日の 2 月前までに、乙に通知しなければならない。

附則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

別 表

(1) 物品を借り入れる契約で 商慣習上複数年にわたり契 約を締結することが一般的 であるもの	ア 事務用機器 ・複写機、印刷機、電話交換機、電話機、ファ クシミリ装置等 イ 電子計算機 ・電子計算機、電子計算機に関連する電子機器、 システムに係るソフトウェア等 ウ 設備及び機械器具 ・試験機器、測定機器、医療機器、スポーツ器 具等 エ 車両
(2) 役務の提供を受ける契約	ア 物品の借入に付随する保守業務 イ 建物清掃業務、警備業務、受付業務、電話交 換業務、公用バスの運行管理業務、エレベータ ー保守業務、自動ドア保守業務等 ウ 給食の調理・配送に係る業務、廃棄物収集処 理業務、情報処理業務、検針及び料金徴収業務、 医療及び福祉業務
(3) 事務の取扱いに支障を及 ぼす恐れがあり、市長が特 に必要と認める契約	ア 買取した事務用機器及び電子計算機、電子計 算機に関連する電子機器等の保守管理 イ 翌年度以降も継続的に役務の提供を受ける必 要があり、契約の相手方がその履行のために、 機材若しくは備品の調達又は人材の確保を必要 とするもの